

2025年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社JVCケンウッド
 代表者名 代表取締役
 社長執行役員 最高経営責任者（CEO）
 江口 祥一郎
 （コード番号6632 東証プライム市場）
 問合せ先 企業コミュニケーション部長
 木村 剛
 （TEL 045-444-5310）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月27日に発表しました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」を受け、本日開催の取締役会において、2025年6月25日開催予定の第17回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、下記のとおり、定款の一部変更を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、2025年2月27日開催の取締役会において、本定時株主総会で承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。

これにともない、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除のほか、現行定款第2条および第8条において表記の軽微な修正を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(中 略)	(中 略)
(企業理念)	(企業理念)
第2条 当社は、「感動と安心を世界の人々へ (Creating excitement and peace of mind for the people of the world)」を企 業理念として定める。	第2条 <u>当会社</u> は、「感動と安心を世界の人々へ (Creating excitement and peace of mind for the people of the world)」を企 業理念として定める。
(中 略)	(中 略)

（次のページに続きます。）

現行定款	変更案
(機 関) 第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> (中 略) 第 2 章 株 式 (中 略) (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 8 条 (条文省略) (中 略) 第 4 章 取締役、<u>取締役会及び執行役員</u> (中 略) (員 数) 第 19 条 当社の取締役は、12 名以内とする。 (新 設) (選任方法) 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	(機 関) 第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u> (中 略) 第 2 章 株 式 (中 略) (単元株式数) 第 8 条 (現行どおり) (中 略) 第 4 章 取締役及び<u>取締役会、監査等委員会並びに執行役員</u> (中 略) (員 数) 第 19 条 当社の取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>は、12 名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、6 名以内とする。</u> (選任方法) 第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会</u>において選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)

(次のページに続きます。)

現行定款	変更案
(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設) 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び取締役会長) 第 22 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名を定めることができる。ただし、第 28 条第 2 項に基づき会長執行役員を定めたときは、この限りではない。 (新 設) (取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 1 週間前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとし、緊急の場合においては、この期間を短縮することができる。 (新 設)	(任期) 第 21 条 取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (削 除) (代表取締役及び取締役会長) 第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である者を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である者を除く。)</u> の中から取締役会長 1 名を定めることができる。ただし、第 32 条第 2 項に基づき会長執行役員を定めたときは、この限りではない。 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第 23 条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって、<u>監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 1 週間前までに各取締役に対して発するものとし、緊急の場合においては、この期間を短縮することができる。 2 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>

(次のページに続きます。)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 25 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日 前までに各監査等委員に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の場合においては、この期 間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで監査等委員会を開 催することができる。</u>
(取締役会の決議の省略) 第 24 条 (条文省略)	(取締役会の決議の省略) 第 26 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(取締役への委任)</u> 第 27 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項 の規定により、取締役会の決議によって 重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げ る事項を除く。）の決定を取締役に委任 することができる。</u>
(取締役会規程) 第 25 条 (条文省略)	(取締役会規程) 第 28 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第 29 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は 本定款のほか、監査等委員会において定 める監査等委員会規程による。</u>
(報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の利 益（以下「報酬等」という。）は、株主総 会の決議によって定める。	(報酬等) 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の利 益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以 外の取締役とを区別して、株主総会の決 議によって定める。</u>
第 27 条～第 28 条 (条文省略)	第 31 条～第 32 条 (現行どおり)
第 5 章 監査役及び監査役会	(削 除)
第 29 条～第 35 条 (条文省略)	(条文削除)

(次のページに続きます。)

現行定款	変更案
第 <u>6</u> 章 計 算 (事業年度) 第 <u>36</u> 条～第 <u>39</u> 条 (条文省略) 第 <u>7</u> 章 雑 則 (記名式社債の社債原簿管理人) 第 <u>40</u> 条 (条文省略) (新 設)	第 <u>5</u> 章 計 算 (事業年度) 第 <u>33</u> 条～第 <u>36</u> 条 (現行どおり) 第 <u>6</u> 章 雑 則 (記名式社債の社債原簿管理人) 第 <u>37</u> 条 (現行どおり) 附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役</u> <u>(監査役であった者を含む。)の、任務を怠ったこ</u> <u>とによる損害賠償責任を、法令の限度において、</u> <u>取締役会の決議によって免除することができる。</u>

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2025 年 6 月 25 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日

2025 年 6 月 25 日 (水曜日)

※本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

以 上